

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する 関係省庁対策会議（第47回）の議事概要

1 日時：平成23年11月10日（木）13：30～13：55

2 場所：官邸2階小ホール

3 出席者（※代理出席含む）

長浜博行内閣官房副長官

末松義規内閣総理大臣補佐官

【議長】内閣危機管理監

【副議長】内閣官房副長官補（内政担当）

【構成員】内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）、内閣官房内閣審議官（内閣広報室）、内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）、内閣官房内閣審議官（危機管理審議官）、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）、内閣府食品安全委員会事務局長、警察庁警備局長、金融庁総務企画局総括審議官、消費者庁次長、総務省大臣官房長、消防庁次長、法務省入国管理局長、外務省領事局長、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省大臣官房政策評価審議官、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省大臣官房総括審議官、農林水産省消費・安全局長、経済産業省大臣官房技術総括審議官、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、国土交通省航空局長、海上保安庁次長、環境省自然環境局長、防衛省大臣官房衛生監

4 配布資料

資料 新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理（案）

参考資料1 WHOパンデミックフェーズ

参考資料2 鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での発症事例（2003年11月以降）

参考資料3 「新型インフルエンザ対策行動計画（平成23年9月20日改定）」のポイント

参考資料4 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

5 議事次第

1. 開会
2. 議事
 - ・ 新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理について
3. 閉会

6 議事概要

(1) 長浜内閣官房副長官から冒頭挨拶

今回の会議が法制度の検討のスタートラインであり、関係者との意見交換等を通じて法制化が必要であるとなれば、次期通常国会に提案することも視野に入れて考える必要がある。(冒頭カメラ撮り)

(2) 資料に基づき、新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理について、新型インフルエンザ等対策室長から説明。

(3) 参考資料に基づき、最近の鳥インフルエンザ(H5N1)の状況等について、厚生労働省健康局長から説明。

(4) 新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理について

○単なる感染症対策で留まれば厚労省であるが新型インフルエンザ対策は各省庁にクロスオーバーする。H5N1が来なければそれに越したことはないが、想定外とは言ってはいけない状況だ。全てを想定内として、各省庁尽力してもらいたい。本日は末松総理補佐官にも出席いただいたのでご意見いただきたい。(内閣官房副長官)

○長浜副長官を補佐する立場。2006年からプレパンデミックワクチンを含め、新型インフルエンザ対策につき、国会質問等で関与してきた。新型インフルエンザ対策は広範にわたるもので、各省各部署はもとより、地方公共団体、民間を含め、漏れないようにして欲しい。そういう想定でやってもらいたい。実践的な図上訓練が重要であり、しっかり実施して欲しい。(内閣総理大臣補佐官)

○新型インフルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理について、今後、与野党及び関係団体にご説明し、ご意見をいただいきたい。(新型インフルエンザ等対策室長)

(5) 内閣危機管理監から締めくくりの発言

H5N1型の新型インフルエンザはいつ発生するか予断を許さない状況にあるので、論点整理を土台にそれぞれ関係団体、関係者との意見交換等を通じて今後検討を進めて欲しい。法制化が必要であるとなれば、次期通常国会に提案することも視野に入れスピーディに検討を進めていく。

(以上)